

令和6年5月9日

自治会長各位

白子町長 石井 和芳
(公印省略)

令和6年度環境衛生関連事業について

日頃より町環境行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、環境衛生関連事業を推進するため、下記のとおり回覧文書を作成しましたので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 住宅用脱炭素設備等設置補助事業について
2. 有害鳥獣駆除事業について
3. 小型合併処理浄化槽設置補助事業について
4. 生ごみ処理容器等購入費補助事業について

○問い合わせ先
白子町役場 環境課
電話：33-2118

令和6年5月9日

自治会長各位

白子町長 石井 和芳
(公印省略)

令和6年度環境衛生関連事業について

日頃より町環境行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、環境衛生関連事業を推進するため、下記のとおり回覧文書を作成しましたので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 住宅用脱炭素設備等設置補助事業について
2. 有害鳥獣駆除事業について
3. コミュニティ・プラント（小規模下水道）事業について
4. 生ごみ処理容器等購入費補助事業について

○問い合わせ先
白子町役場 環境課
電話：33-2118

令和6年5月9日

各 位

白子町長 石井 和芳
(公印省略)

住宅用脱炭素設備等設置補助事業について

日頃より町環境行政の推進につきましてご理解、協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、町では家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、下記のとおり住宅用設備等の設置に要する費用の一部を予算の範囲内で補助しております。
詳細につきましては、環境課までお問い合わせください。

記

○補助内容

区 分	説 明	上 限 額	
エネファーム	・都市ガス、LP ガスを利用し、電気を発生させると共に発電時の排熱を給湯等に利用可能な設備	200 千円	
蓄電池	・蓄電池並びに電力変換装置を備え、電力を繰り返し蓄え、必要に応じて電気を活用することができる設備 ・実績報告日までに太陽光発電システムが設置されていること	140 千円	
電気自動車	・電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、自動車検査証の燃料の種類が「電気」、用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪の新車のもの ・実績報告日までに太陽光発電システム及びV2H充放電設備が設置されている、または太陽光発電システムが設置されており、発電した電気を電気自動車に充電できること	・住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合	150 千円
		・住宅用太陽光発電設備を併設する場合	100 千円
プラグインハイブリッド自動車	・電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車 ・自動車検査証の燃料の種類が「ガソリン・電気」、用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪の新車のもの ・実績報告日までに太陽光発電システム及びV2H充放電設備が設置されている、または太陽光発電システムが設置されており、発電した電気をプラグインハイブリッド自動車に充電できること	・住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合	150 千円
		・住宅用太陽光発電設備を併設する場合	100 千円
V2H充放電設備	・電気自動車等と住宅の間で相互に電気を供給できる設備 ・実績報告日までに太陽光発電システムが設置され、かつ、電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車を導入されていること	250 千円	

○問い合わせ先

白子町役場 環境課

電話：33-2118

回 覧

令和6年5月9日

各 位

白子町長 石井 和芳
(公印省略)

有害鳥獣駆除の実施について

日頃より町環境行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、カラス・ドバトによる被害情報が多く寄せられているため、白子町猟友会の協力のもと、下記のとおり銃器による駆除を実施いたします。

駆除に際しましては、安全第一は勿論のこと、万全の体制と準備のもと実施いたしますが、町民各位におかれましても十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

記

1. 実施日：令和6年6月8日（土）・15日（土）・22日（土）
※小雨決行
2. 予備日：6月29日（土）
※雨天等により順延の場合は予備日に実施
3. 時 間：午前5時から10時
4. 場 所：町内全域

○問い合わせ先

白子町役場 環境課 環境係
電話：33-2118

令和6年5月9日

各 位

白子町長 石井 和芳
(公印省略)

コミュニティ・プラント（小規模下水道）事業について

日頃より町環境行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、町では生活排水による公共水域への汚濁を防止し、住みよい地域環境の保全を図るため、コミュニティ・プラント（小規模下水道）事業を推進しておりますので、まだ接続されていない方は、接続についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、環境課までお問い合わせください。

記

○接続するメリット

- ・町が維持管理することで生活排水が適正に処理される
- ・使用者の負担（汲み取りや定期点検等）がなくなる
- ・道路側溝等に生活排水が流出しないため悪臭の発散がなくなる

○接続に必要な費用

加入負担金（一般家庭の場合 45 万円）並びに汚水柵設置や配管に係る費用

○使用料金

2 ヶ月毎に検針を行い使用料金（基本料金 3 千円に使用量に基づく料金を加算）を請求

○問い合わせ先

白子町役場 環境課 整備係
電話：33-2118

令和6年5月9日

各 位

白子町長 石井 和芳
(公印省略)

小型合併処理浄化槽設置補助事業について

日頃より町環境行政につきましてご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、町では生活排水による公共水域への汚濁を防止し、住みよい地域環境の保全を図るため、下記のとおり小型合併処理浄化槽の設置に要する費用の一部を予算の範囲内で補助しております。

詳細につきましては、環境課までお問い合わせください。

記

○補助内容

- | | |
|----------------------------------|--------|
| ・新築や建替え（汲み取り転換）に伴い合併処理浄化槽を設置する場合 | 90 千円 |
| ・上記以外で転換により 合併処理浄化槽（5人槽）を設置する場合 | 330 千円 |
| 合併処理浄化槽（7人槽）を設置する場合 | 414 千円 |
| 合併処理浄化槽（10人槽）を設置する場合 | 546 千円 |

※次の場合は上記補助金額に加算あり

- | | |
|------------------|--------|
| ・単独処理浄化槽から転換する場合 | 100 千円 |
| ・汲み取り便槽から転換する場合 | 60 千円 |
| ・建築確認を伴わない設置の場合 | 100 千円 |

○補助の対象となる住宅

- ・申請者が所有し居住するコミュニティ・プラント整備地区以外の町内の住宅
- ・申請者が居住するために新築するコミュニティ・プラント整備地区以外の町内の住宅

○補助の対象となる方

- ・当該年度の3月15日までに実績報告書を提出できる方
- ・実績報告書提出日までに該当する住宅に居住し、本町に住民登録をしている方
- ・世帯全員分の町税等の滞納がない方
- ・設備設置住宅で、自らまたは自らと同一世帯を構成する者が、この制度による補助を受けていない方

○補助申請

設置工事に着手する前に提出してください

○問い合わせ先

白子町役場 環境課 環境係
電話：33-2118

令和6年5月9日

各 位

白子町長 石井 和芳
 (公印省略)

生ごみ処理容器等購入費補助事業について

日頃より町環境行政につきましてご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、町ではゴミ減量化対策の一環として、下記のとおり機械式生ごみ処理機またはコンポスターを購入された方を対象に購入費の一部を予算の範囲内で補助しております。

機種、容量及び購入店の指定はありませんが、補助申請には所定の手続きがございますので、購入を検討されている方は、購入前に環境課までお問い合わせください。

記

○補助内容

区 分	定 義	上限額	制 限
機械式 生ごみ処理機	機械または電氣的に水分または熱の調整を行い、生ごみの容量を減少または肥料化させるもの	20,000 円/基 (購入金額の 1/2)	5 年度につき 1 基
コンポスター	土中の微生物等の活動を利用し、生ごみを分解させて、その容量を減少または肥料化させるもの	3,000 円/基 (購入金額の 1/2)	2 年度につき 2 基以内

○問い合わせ先

白子町役場 環境課 環境係
 電話：33-2118